令和4年4月1日以降の輸出食品に関する 自由販売証明書(食品)の発行手続の概要

輸出食品に関する自由販売証明書の手続概要は以下のとおりです。詳細については、 農林水産省ホームページ(以下、HPという。)にて掲載されている「輸出食品に関 する自由販売証明書発行要綱」(以下「本要綱」という。)をご覧下さい。

なお、オンライン申請のみに対応しており、原則、書面及び電子メールでの申請はできませんので、ご注意ください。

1. 申請受付機関

申請先:申請者(輸出者とすること)の住所(本社)を管轄する農林水産省地方

農政局等(注)

受付担当課:地方農政局経営・事業支援部輸出促進課(輸出証明書担当)

(北海道:北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課) (沖縄県:内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課)

(注) 地方農政局等とは、地方農政局(東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州)の本局、 北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を指しています。

2. 申請書類及び申請方法(2ページ目の参考2参照)

- ① 輸出食品に関する自由販売証明書発行申請書(別紙様式1又は別紙様式1-2)
- ② 誓約書(別紙様式2)
- ③ インボイス及びパッキングリストの写し
- ④ 輸出食品のパッケージ写真並びに製造所又は加工所の名称・住所が分かる資料 (実際に輸出しようとする食品のものであって、パッケージ表示並びに製造所又 は加工所の名称及び住所が分かるもの。製造所又は加工所の名称及び住所が、製 造所固有記号で表示されている場合には、写真に加えて、当該記号が示す製造所 又は加工所の名称及び住所が分かる書類。)
- ⑤ 輸出食品の入手経路等が明らかになる書類(納品書、請求書等)の写し
- ⑥ 輸出のみを目的とした食品の場合にあっては、食品の製造又は加工者が、国内向けに製造·加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類

申請方法	申請書類
一元的な輸出証明書発給システム	②から⑥
NACCS	①から⑥
	(①については、別紙様式1-2を提出すること。)

(留意点)

原則、上記方法による申請方法となります。一元的な輸出証明書発給システムの故障又は改修により、当該システムによる申請ができない場合のみ、書面又は電子メールによる申請方法も対応します。この場合は、①から⑥の申請書類を提出してください。

3. 証明書の交付

証明書は、申請受付機関の他、農林水産省本省、地方農政局等、県域拠点等での受取が可能です。郵送希望の場合は、申請受付機関宛てに、切手を貼った返信用封筒等(レターパック等)を送付してください。

(参考1)証明書の発行要件

- (1)対象となる食品が次の全ての要件を満たすこと。
 - ① 日本国内で製造又は加工された食品であること。
 - ② 日本国内で販売されている又は販売が可能な食品であること。
 - ③ 食品衛生法若しくは関係法規又は関係条例等に基づく施設の改善命令、許可の取り消し又は営業の禁停止を受けている製造者(製造所を含む。以下同じ。)が製造・加工した食品ではないこと(ただし、適切に改善等の措置が実施されたことが確認されている場合を除く。)。
 - ④ 製造者から出荷後、開封等されておらず、適切な管理が行われていることが確認できる食品であること。
 - ⑤ 消費期限が設定された食品にあっては、設定された期限内に輸出相手国において 消費することが困難な食品ではないこと。
- (2) 申請者は、輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱に基づき発行される証明書を輸出先国の関係政府機関に提出又は提示する目的以外で使用しないこと。

(参考2)申請方法の留意点

- 1. 一元的な輸出証明書発給システムによる申請
- (1)証明書発行申請を行う前に、一元的な輸出証明書発給システムの利用申請の手続を 行ってください。
- (2) 自由販売証明書の申請前に、予め、輸出する食品を製造又は加工する業者(製造所・加工所)の名称、住所等を、システムに事前登録する必要があります。自由販売証明書に係る製造所等登録依頼書及び確認書類(輸出食品の製造所又は加工所の名称・住所・電話番号が分かる資料、輸出食品のパッケージ写真)

を郵送又は電子メールにて提出してください。電子メールの宛先は、管轄の地方農政局等にご確認願います。

- (3)上記(1)及び(2)の手続については、 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html をご覧ください。
- (4) 同システムに、必要項目を入力し、申請書類を添付した上で、申請してください。
- 2. NACCSによる申請
- (1) NACCSから証明書申請手続きを行う場合は、NACCSの利用申請に加え、輸出証明書 発給システムの利用申請が必要になります。
- (2) NACCSの手続については、 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/docs/2017021500035/ をご覧下さい。
- (3) 1. と同様に輸出証明書発給システムの利用申請の手続を行ってください。

管轄機関	電話番号	輸出者の所在地
北海道農政事務所	011-330-8810	北海道
東北農政局	022-263-7071	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	048-740-0111	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	052-715-3073	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	075-366-4053	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	086-230-4246	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
九州農政局	096-211-9334	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	098-866-1673	沖縄県